

進行原稿

令和 7 年度

第 8 回定例農業委員会会議録

令和 7 年 11 月 20 日	開催
令和 7 年 11 月 20 日	閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和 7 年度 第 8 回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第 11 号

令和 7 年度 第 8 回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 11 月 20 日

農業委員会会長 笹川 武義

召 集 令和 7 年 11 月 14 日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開 会 令和 7 年 11 月 20 日 午後 1 時 30 分

閉 会 令和 7 年 11 月 20 日 午後 2 時 12 分 (会期 1 日)

第 1 日目 (11 月 20 日)

出席委員 16 名

1 番	笹川 武義	8 番	滝川 廣男	15 番	長川 富雄
2 番	國重 義廣	9 番	三好 直樹	16 番	松岡 正広
				17 番	松内 利和
4 番	長尾 清	11 番	川西 正廣	18 番	藤重 英子
5 番	西川 謙三	12 番	丸尾 説男	19 番	
		13 番	福家 範行		
7 番	佐藤 裕子	14 番	横井 博美		

議事録署名委員

9 番 三好 直樹 委員、 11 番 川西 正廣 委員

欠席 3 番 末長 憲二 委員、6 番 中島 美紀 委員、10 番 金滝 耕治 委員

公務のため出席した者の職氏名

主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0 人

議 事 日 程

令和 7 年 11 月 20 日

- | | |
|------|--|
| 第 1 | 会期の決定について |
| 第 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について |
| 第 4 | 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について |
| 第 5 | 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について |
| 第 6 | 議案第 4 号 現況証明（農委分）について |
| 第 7 | 議案第 5 号 農業経営改善計画の認定（町）について |
| 第 8 | 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約） |
| 第 9 | 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画による設定について（特例事業） |
| 第 10 | 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について |
| 第 11 | 報告第 2 号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について |
| 第 12 | 報告第 3 号 綾川町地域計画の変更について |

令和 7 年 11 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 7 年度第 8 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は 3 番 末長 憲二 委員、6 番 中島 美紀 委員、10 番 金滝 耕治 委員です。

よって、農業委員出席者は、15 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、9 番 三好 直樹（みよし なおき）委員
11 番 川西 正廣（かわにし まさひろ）委員
を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。農地法3条は農地の所有権の移転や権利の設定・移転に関する審査となっております。今月は1件です。

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地：  田 974 m² 外1筆 合計 2,661 m²
譲渡人： 
譲受人： 

申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住しているため本町に所有する土地の処分を検討していたところ、近隣に居住する譲受人が購入することで話がまとまったため、本申請に至ったものです。なお、報告第1号で説明いたしますが、本申請地は貸借権の設定がされておりましたが、本申請に関する売買を目的として合意解約が成立しております。

譲受人の経営面積、農作業歴はありませんが、自宅から500mほどの位置に申請地があり年間150日の従事日数を確保すること及び、地元協力者としての協力を得られることから、管理は可能なものと考えます。

取得後の営農計画としては、水稻の作付けを予定しております。

機械の所有状況については、トラックを1台所有しているほか、農作業に必要なトラクター、耕運機、田植機、コンバインは各1台ずつリース予定であります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から0.5km、車で2分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について説明致します。
今月は1件です。

議案第2号ー1

地図・図面： 図面番号4条ー1
申請地： 畑 355 m² 合計 372.76 m²
併用地： 宅地（一部） 17.76 m²
農地区分： 2種農地
申請者：
転用目的： 非農家の自己住宅
用途： 非農家の自己住宅
施設の概要： 住宅2階建1棟 96.05 m²
合計 96.05 m²
利用率： 敷地面積 372.76 m²、建築面積 91.92 m²（1階部分） 24.65%（≧22%）
資金内訳： 土地代0万円、造成費200万円、建築費900万円
合計 1,100万円
＜内訳＞自己資金1,100万円、借入金0万円
工事期間： R8.1.15～R8.10.15
造成： 花崗土による盛土H=0.8m、コンクリート擁壁 既存の物を利用
雨水： 集水桝を設置し、へ放流
污水： 合併処理浄化槽
他法令許可： 町道工事承認
水利： 水利組合
隣接同意： 該当なし
始末書： 該当なし

申請人は、現在夫婦で借家にて暮らしていますが、子どもが生まれ手狭となったため、実家の近くで住宅敷地を検討していました。実家近くで分譲地、宅地用地で検討していましたが、購入費用面、立地面等で求める用地が見つかりませんでした。申請地は実家の隣地であり、家族の手伝いを行いながら子どもの面倒をみてもらったり、将来親の介護の面でも適していると考え選定したものです。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長

続きまして、議案第3号についてですが、案件第1号に [REDACTED] に関する案件が含まれていますので、審議の間、[REDACTED] はご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」案件第1号について説明致します。

議案第3号ー1

地図・図面 : [REDACTED] 図面番号5条ー1
権利設定 : 所有権移転
申請地 : [REDACTED] 田 146 m² 合計 628.58 m²
併用地 : [REDACTED] 宅地 482.58 m²
農地区分 : 3種農地
譲渡人 : [REDACTED]
[REDACTED]
譲受人 : [REDACTED]
転用目的 : 分譲住宅
用途 : 分譲住宅
施設の概要 : 住宅2階建2棟 74.12 m²、65.61 m²、住宅平屋建1棟 104.13 m²、
合計 196.03 m²
利用率 : 敷地面積 628.58 m²、建築面積 196.03 m² 31.19%
資金内訳 : 土地代 400 万円、造成費 6,500 万円、建築費 600 万円
合計 7,500 万円
＜内訳＞自己資金 7,500 万円、借入金 0 万円
工事期間 : R8.1.10～R10.12.25
造成 : 花崗土による盛土 H=0.4m、コンクリート擁壁 H=0.78m
雨水 : ため枳を設置
汚水 : 公共下水管へ接続
他法令許可 : 該当なし
水利 : [REDACTED] 水利組合

隣接同意 : 該当なし

始末書 : 該当なし

申請地附近は、[REDACTED]、[REDACTED]から 500m以内にあり、上下水道管が前面道路に設置されている第3種農地になり、原則転用可の農地です。商業施設にも近く需要が見込まれる土地であり、地権者の方とも売買で合意できたため申請に至りました。計画地の住宅地3区画を造成するためには1区画当たり約250㎡必要であり、申請規模も妥当であることから問題ないと思われます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

案件第1号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第3号の案件第1号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。[REDACTED]は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

議案第3号ー2

地図・図面 : [REDACTED] 図面番号5条ー2

権利設定 : 使用貸借権設定

申請地 : [REDACTED] 畑 454㎡ 合計 681.05㎡

併用地 : [REDACTED] 宅地 227.05㎡

農地区分 : 2 種農地
譲渡人 :
譲受人 :
転用目的 : 二世帯住宅
用途 : 二世帯住宅
施設の概要 : 住宅平屋建 1 棟 139.19 m²、住宅 2 階建 1 棟 71.86 m²
合計 211.05 m²
利用率 : 敷地面積 681.05 m²、建築面積 211.05 m² 30.95% (≧30%)
資金内訳 : 土地代 0 万円、造成費 500 万円、建築費 3,000 万円
合計 3,500 万円
＜内訳＞自己資金 0 万円、借入金 3,500 万円
工事期間 : R8.1.10～R8.12.20
造成 : 花崗土による盛土 H=0.1m、コンクリート擁壁 なし
雨水 : 集水桝を設置し、西側水路へ放流
污水 : 合併処理浄化槽で処理後、西側水路に放流
他法令許可 : 該当なし
水利 : 水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : あり

申請人は、現在夫婦で借家にて暮らしていますが、子どもも大きくなり、第二子も生まれる為、手狭になることから、住宅の建築を計画しました。祖父の所有地の中で候補地を検討した結果、営農への影響も軽微であり、最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。また、申請地の一部が無断転用状態であることが発覚し、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号、現況証明について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 4 号－1

地図・写真： [REDACTED] 図面番号 非農地-1
申請地： [REDACTED] 畑 188 m² 外 7 筆 合計 7,744 m²
現況地目： 山林原野
利用状況： 山林
申請人： [REDACTED]

[REDACTED]に相続後に耕作放棄したことにより、現在は山林の様相を呈しております。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたしました。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 4 号－2

地図・写真： [REDACTED] 図面番号 非農地-2
申請地： [REDACTED] 畑 355 m² 外筆 合計 355 m²
現況地目： 山林原野
利用状況： 山林
申請人： [REDACTED]

[REDACTED]から労働力不足、土地の状況等から管理が十分に出来なくなり、以後 [REDACTED] 年近く経過したことにより雑草が生い茂り、現在は山林の様相を呈しております。農地としての復旧が著しく困難になったため、非農地証明を行うにいたしました。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画の認定について説明します。今月は、更新 2 件の申請がありました。案件第 1 号から順に、説明します。

議案第 5 号-1 (更新)

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
生年月日 : [REDACTED]
目標所得 : 370 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

香川県農地機構と連携して周辺農地を借地し、新たに [REDACTED] の作付を行う。
[REDACTED] の導入や [REDACTED] を改善して安定生産に努める。また、高性能機械の活用により作業の効率化を図るとともに、休日の確保に努める。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議案第 5 号-2 (更新)

申請者 : [REDACTED]
住所 : [REDACTED]
生年月日 : [REDACTED]
目標所得 : 370 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

地域の農地を借入して規模拡大を図る。[REDACTED] は病虫害防除など管理を徹底し安定生産に努める。[REDACTED] の規模拡大と [REDACTED] の再開による複合化で収益を確保する。また、作業効率向上のため、補助事業、農業制度資金を活用し資本装備の充実を検討する。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてですが、案件第 2 1 号に [REDACTED] に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号の案件第21号について、説明します。

案件第21号

所在： [REDACTED] 田 3,127 m²

利用権： 貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間10a当り10,000円

期間： R8.1.6～R11.1.5（3年間）

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第21号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第21号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。[REDACTED]は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 55件 合計 63,083 m²

新規契約： 19～20番、24番、29～56番 31件 34,510 m²

移転・再貸付：25～28 番 4 件 5,755 m²

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議案第 6 号についてご質問はありませんか。

なし

続きまして、議案第7号について、事務局より説明をお願いします。

続きまして、議案第 7 号について説明します。

所在： 田 1,228 m²

借受人：

売買価格： 307,000 円

議案第 7 号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 2 件です。

報告 1-1

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED] 田 974 m² 外 2 筆 合計 2,661 m²

解約日：令和 7 年 10 月 18 日

説 明：売買目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、対象地に関する売買の申請は今月の第 1 号議案において審議しております。

報告 1-2

賃貸人：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED]

申請地：[REDACTED] 田 785 m²外 5 筆 合計 3,993 m²

解約日：令和 7 年 10 月 31 日

説 明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いします。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第 2 号、農地中間管理権の解除について説明します。

農地中間管理機構が取得する農地中間管理権について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づいた契約解除に関する案件です。本案件は、農地機構と受け手の契約を解約した農地について、受け手の探索を行ってきたものの未貸し付けのまま 1 年が経過することから、農地機構と所有者の契約を解約するものです。

対象地は、[REDACTED] 田 759 m²外 26 件 合計 38,116 m²であります。

解除の理由や経緯については記載の通りですが、記載の土地を含む 32 筆に対して [REDACTED] から [REDACTED] までの間に貸借契約を結んだものの、土地所有者から農地の管理状況を鑑みて受け手の変更希望があり、受け手も了承したことから、[REDACTED] に受け手と農地機構の契約を解除しました。

その後、該当農地に関して農業委員にも協力してもらいながら受け手の探索を行い、一部は担い手に貸し付けることとなったものの、残り 27 筆については受け手が見つからず未貸し付けのまま 1 年が経過することから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づいた契約解除を行おうとするものです。

以上です。よろしくお願いします。

議長

報告第 2 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 3 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

「地域計画」は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い「目標地図（10 年後の 1 筆毎の農地の耕作者を示した地図）」が組み込まれた計画で、地域ごとの協議の場を経て令和 6 年度末に作成されております。今月は地域計画からの除外が 1 件となっております。

陶地区において地域計画に位置付けられており農地について、地域計画から除外するものです。

今回の対象農地は、近隣に所在地を置く法人が事業拡大に伴い施設の建築を計画したことから新たな駐車場を必要としたために、地域計画からの除外申請が行われたものです。今後、地域計画変更後に駐車場を目的とした農地転用申請が提出される計画となっております。

地域計画に位置付けられている農地については農地転用を行うことが出来ないため、転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。

続いて、次のページをご覧ください。

変更を行う陶地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、対象農地を除外することによる数値の変更となります。

地域計画の変更手続きについては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。
説明は以上でございます。

議長

報告第3号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第3号の第1号、議案第6号の第21号を除く、第1号議案から第7号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会いたします。

午後2時12分

閉会